

うるま市告示第149号

うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月8日

うるま市長 中村 正人

うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツイベント・大会等(以下「スポーツイベント等」という。)をうるま市に誘致し、支援することにより、観光誘客等交流人口を創出し、地域経済の活性化を推進することを目的に、予算の範囲内において、スポーツイベント等推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内外の各種協会、経済団体又は事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が開催するうるま市内で行うスポーツイベント等とする。

2 補助対象事業の実施期間は、第7条第1項に規定する交付決定をした日から当該年度の2月末日までとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業において必要となる経費であって、別表に掲げる経費とする。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。

3 補助対象経費は、前条第2項に規定する期間内に支払われたものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の5分の4を乗じた額とし、1事業当たり250万円を上限とする。ただし、過去に本市において補助金の交付を受けた実績のある補助対象事業者は、1事業当たり200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を希望する補助対象事業者は、スポーツイベント等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはスポーツイベント等推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号。）により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「交付決定事業者」という。）

は、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じるときは、当該事由が生じる10日前までに、スポーツイベント等推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、10日前までに変更承認申請書を提出できないことについて、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、補助対象経費が20パーセントを超えない範囲で減少する場合は、前項に規定する変更承認申請書の提出を要しないものとする。

（補助金の変更交付決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で承認したときは、補助金の交付額を変更し、スポーツイベント等推進事業補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書（様式第4号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了した日又は前条の規定による変更、中止若しくは廃止の承認後、14日以内に、スポーツイベント等推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の規定による実績報告の後において、市長の指示があるときは、補助対象事業に係る事業の実績及び効果について報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の額を確定し、スポーツイベント等推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）（以下「確定通知書」という。）により当該実績報告をした交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定事業者は、前条に規定する確定通知を受けたときは、10日以内に

スポーツイベント等推進事業補助金精算払請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、概算払を受けようとするときは、補助金交付決定額の 9 割を限度として、スポーツイベント等推進事業補助金概算払請求書（様式第 8 号）を、決定通知を受けた日から 10 日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の規定による決定の内容（第 11 条の規定による承認をしたときは、その承認した内容）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令等の定め及び補助金の交付決定の内容並びにこれに付した条件に違反した場合
- （2） 不正、虚偽、怠慢又はその他不適切な行為をした場合
- （3） この告示に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合（ただし、交付決定事業者の責に帰すことができないと認められる場合を除く。）

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、スポーツイベント等推進事業補助金返還請求書（様式第 9 号）により交付決定事業者に通知し、補助金の返還を求めるものとする。

- 2 交付決定事業者は、前項に規定する通知を受けた日から 20 日以内に、当該通知に係る補助金を返還しなければならない。

（補助金の経理区分）

第 15 条 交付決定事業者が補助金の交付を受けたときは、補助金に係る経費について、その収支の状況を明らかにしなければならない。

- 2 交付決定事業者は、前項に規定する収支の状況を明らかにするため、帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業の実施期間の終了する日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月8日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
1	人件費
2	謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金等）
3	旅費（旅費、費用弁償等）
4	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費等）
5	役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
6	委託料
7	使用料及び賃借料
8	賃金
9	その他市長が特に必要と認めた経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所 在 地
商 号
代表者名 ⑩

スポーツイベント等推進事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

関係書類

- (1) 補助対象事業計画書（任意様式）
- (2) 補助対象収支予算書（任意様式）
- (3) 申請者の概要に関する資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 年 月 日

所 在 地
商 号
代表者名

様

うるま市長



スポーツイベント等推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった、補助金について、当該補助金の交付を決定しましたので、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

うるま市補助金等交付規則及びうるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所 在 地
商 号
代表者名 ⑩

スポーツイベント等推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった、補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので承認くださるよう、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------------|--------|---|
| 1 | 変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更（中止・廃止）予定日 | 年 月 日 | |
| 4 | 変更（中止・廃止）理由 | 別紙のとおり | |

※ 変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算書等）を添付すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

所 在 地
商 号
代表者名 様

うるま市長 

スポーツイベント等推進事業補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった補助対象事業について、当該事業の変更（中止・廃止）を承認し、下記のとおり補助金の交付額を変更しましたので、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 変更前の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所在地
商号
代表者名

印

スポーツイベント等推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった補助金に係る補助対象事業が完了しましたので、スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 補助対象事業報告書（任意様式）
- (2) 経費発生状況調書（任意様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 日

所 在 地
商 号
代表者名 様

うるま市長 印

スポーツイベント等推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、スポーツイベント等推進事業について、審査の結果適正と認め、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所 在 地
商 号
代表者名 Ⓔ

スポーツイベント等推進事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた補助金について、スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算払請求額 金 円
- 2 添付資料 補助金額確定通知書（写し）

振込 口座	金融機関名		本店・ 支店名	
	口座の種類		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所 在 地
商 号
代表者名 ⑩

スポーツイベント等推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた補助金について、うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 添付資料 補助金交付決定通知書（写し）

振込 口座	金融機関名		本店・ 支店名	
	口座の種類		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

第 年 月 日 号

所 在 地
商 号
代表者名 様

うるま市長 印

スポーツイベント等推進事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の決定を通知したスポーツ
イベント等推進事業補助金について、交付決定を取り消しましたので、うるま市スポー
ツイベント等推進事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり補助金の返
還を請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 精算（概算）払額 金 円
- 3 補助金返還額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 補助金返還の根拠及び理由
根拠：うるま市スポーツイベント等推進事業補助金交付要綱第 1 3 条第 号
理由：